

単体規定 1-11	2以上の直通階段の設置緩和
2以上の直通階段の設置緩和等における避難上有効なバルコニーの取扱い	
関連条項：法第35条、令第121条第1項第3号、第6号及び同条第3項	

【内容】

- ・ 令第121条第1項第3号、第6号かつ書及び第3項中の避難上有効なバルコニーの構造は、府Q & A集2-27「2以上の直通階段の設置緩和等におけるバルコニーの設置」に記載されている構造とする。
- ・ なお、当該記載事項のうち、3、4、8及び9については以下のとおり取り扱う。

① 3. 取扱いについて

- ・ バルコニーの面積（当該階の居室の床面積の合計の3/100以上、かつ2㎡以上）は当該部分の区画の中心線で囲まれた部分とする。なお、当該バルコニーから安全に避難する設備（タラップ等で直上階に設置されている部分も含む）の水平投影面積は除くこと。
- ・ 第3項の避難上有効なバルコニーについては、「当該階の居室の床面積の合計の3/100以上」とあるのは、「当該階の重複距離の規定に適合しない居室の床面積の合計の3/100以上」とする。
- ・ バルコニーの奥行きは有効で1m以上を確保すること。

② 4. の取扱いについて

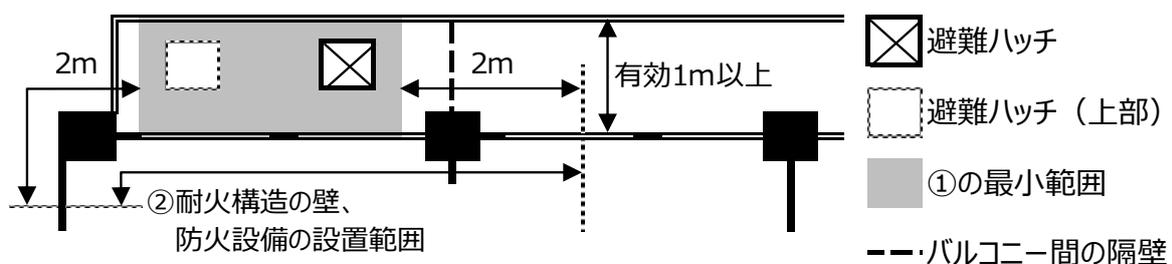
- ・ 2m以内にある当該建築物の外壁は、①の必要面積の最小範囲からの部分とする。また当該部分に設置する開口部は防火設備とすること（共同住宅の住戸等に附属するものは除く）。

③ 8. の取扱いについて

- ・ タラップ、はしごその他これらに類するものは、外掛けとしないこと。

④ 9. の取扱いについて

- ・ バルコニー間の隔壁は地上に通ずる避難途中に原則、二度まで通過できるものとする。また、垂直避難になって以降の隔壁通過は不可とする。



【解説】

- ・ 新築時においては、本来、有効な2方向避難が可能となるように、2以上の直通階段を設けるべきであり、「避難上有効なバルコニー」で対処することは避難上望ましくない。やむを得ずこれに対処する場合には、府Q & A集2-27「2以上の直通階段の設置緩和におけるバルコニーの設置」に記載されている構造とする必要がある。ただし、当該記載事項のうち、特定行政庁との打合せが必要とする部分等の取扱いについては、上記のとおり取扱う。
- ・ 府Q & A集2-27については、令第121条第1項第3号及び第6号かつこ書中の避難上有効なバルコニーについての取扱いであるが、同条第3項中の避難上有効なバルコニーについてもその面積について「当該階の重複区間の長さが適合しない居室の床面積の合計の3/100以上」とする以外は同様に取扱う。
- ・ H27国交告255号第1第3号に規定する避難上有効なバルコニーについても同様に取扱うが、バルコニーの奥行の寸法、床の構造は本取扱い集1-6とすることができる。

【参考】

- ・ 防火避難規定15-2「避難上有効なバルコニー等の構造」 p47
- ・ 府Q&A集2-27「2以上の直通階段の設置緩和等におけるバルコニーの設置」 p28